

障害福祉認定給付課からのお知らせ

【その1】



障害福祉サービス支給決定ガイドラインの 様式変更について

障害福祉サービス支給決定ガイドライン(支給決定基準)は、国の事務連絡「介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領)」に基づき東大阪市が定めるものです。

「東大阪市障害福祉サービス支給決定ガイドライン(第2版:令和3年3月1日)」
に掲載しております

「(様式第18号)計画相談支援依頼(変更)届出書」

について、事業所番号の記入欄を追加いたしました。(次ページ参照)

(様式第18号)計画相談支援依頼(変更)届出書

(旧)

(様式第18号)

計画相談支援依頼(変更)届出書

(宛先) 東大阪市長
次のとおり届け出します。

届出年月日 令和 年 月 日

区分 新規・変更

申請者	フリガナ 氏名		生年月日	昭和 平成 年 月 日
	居住地	〒		
			電話番号	
申請に係る児童氏名	フリガナ		生年月日	平成・令和 年 月 日
			性別	

計画相談支援を依頼した指定特定相談支援事業所名

フリガナ 事業所名	
住所	〒
	電話番号

指定特定相談支援事業所を変更する理由(変更の場合に記載)

変更年月日 年 月 日

R01-05 版

(新)



(様式第18号)

計画相談支援依頼(変更)届出書

(宛先) 東大阪市長
次のとおり届け出します。

届出年月日 令和 年 月 日

区分 新規・変更

申請者	フリガナ 氏名		生年月日	昭和 平成 年 月 日
	居住地	〒		
			電話番号	
申請に係る児童氏名	フリガナ		生年月日	平成・令和 年 月 日
			性別	

計画相談支援を依頼した指定特定相談支援事業所

フリガナ 事業所名													
住所	〒												
	電話番号												
事業所番号	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>												

指定特定相談支援事業所を変更する理由(変更の場合に記載)

変更年月日 年 月 日

R5-09 版

事業所番号の記入欄を追加

変更後の様式とガイドラインの活用について

変更後の様式につきましては、市ホームページ「東大阪市障害福祉サービス支給決定ガイドラインについて」掲載ページ「様式集」からダウンロードして利用することができます。

<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000024612.html>

キーワード検索「支給決定ガイドライン」で検索していただくこともできます。

変更はありませんが、再度の確認をお願いします！



支給決定の有効期間の開始日について

申請の種類	支給決定の有効期間の開始日	
新規	障害支援区分	認定審査会の日以降（2人派遣等は除く）
	障害福祉サービス 地域移行支援、地域定着支援 地域生活支援事業	受付日から7日以降の希望の日（2人派遣等は除く）
	計画相談支援、就労定着支援	受付日から （ただし、受付日以降で様式18号に希望の日の記載がある場合は、希望日から）
変更	障害福祉サービス （計画相談支援含む） 地域生活支援事業	受付日の属する月の翌月1日、 <u>または受付月の1日から</u> （2人派遣等は除く）

障害福祉サービスの受給資格の確認等について

トラブルを防ぐためにも、利用者の受給者証の写しを取るなどして確認を行なってください。また、利用者の申請の援助も行ってください。省令で以下のとおり記載があります。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準

[平成18年9月29日号外厚生労働省令第171号]

(受給資格の確認)

第14条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認するものとする。

障害福祉サービスの受給資格の確認等について

(介護給付費の支給の申請に係る援助)

第15条 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

受給資格の確認等 ※基準は、居宅介護を引用しています。施設入所、地域相談支援及び計画相談支援以外のサービスについては、居宅介護サービスの条文を準用しています。

(施設入所支援は施設基準第12条及び第13条、地域相談支援は地域相談支援基準第10条及び第11条、計画相談支援は計画相談支援基準第9条及び第10条を参照)